

有機JAS認証に取り組む生産者の皆様へ

有機JAS認証ほ場面積を拡大する取組に対して

ほ場実地検査費用を補助します！

〈宮城県有機JAS認証取組拡大支援事業〉

事業概要

有機JAS認証（転換期間中を含む。以下同じ。）ほ場面積の拡大に取り組む生産者の皆様を対象に、

有機JAS認証のほ場実地検査の費用を最大**9万円**※補助します。

※検査員の交通費を含む。宿泊費は対象外。

補助対象となる条件

- ✓ 宮城県内の農業者、法人等のうち、下記対象期間内に有機JAS認証のほ場実地検査を受けた者（団体認証を受けている場合は、その団体）
- ✓ 次の（１）～（３）のいずれかにより、有機JAS認証取得面積を拡大する者※
 - （１）土地利用型作物（水稲、大豆、麦など）：30a以上（団体認証の場合は1ha以上）
 - （２）園芸作物（露地野菜、果樹など）：10a以上（団体認証の場合は30a以上）
 - （３）園芸作物（施設園芸など）：3a以上（団体認証の場合は10a以上）

※前年度比の拡大面積

※多年生作物の転換3年目（転換期間中有機農産物2年目）において、前年度の面積を維持する場合は補助対象外

補助対象期間

2025年4月1日～2026年2月28日

申請期限

2026年3月19日（木）（延長しました）

本事業の詳細については、こちらに掲載しています。
（申請書などの様式のダウンロードはこちらから）



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/yuki-jas-shien.html>

本事業は「みやぎ環境税」を活用しています。

事務局
・
提出先

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班

TEL：022-211-2845

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

申請に関するQ&A

Q いつの時点で受検したほ場実地検査が補助対象となりますか？

A 2025年4月1日（火）～2026年2月28日（土）の期間に受検及び支払が完了しているほ場実地検査費用が補助対象となります。
上記期間に受検していても認証費用の支払いが完了していない場合は補助対象外となります。

Q 今年度新規で有機JAS認証（転換期間中を除く）を取得したほ場を補助対象とすることはできますか？

A 新たに有機JAS認証を取得する際の初回審査費用については補助対象外※となります。
※農林水産省の「有機農業新規参入者技術習得支援事業」では、初回審査費用も補助対象となります。詳細は <https://www.organic-support.jp/> をご確認ください。

Q 団体認証を受けている場合、団体に属する個人が水稻面積を30a拡大すれば補助対象となりますか？

A 団体認証を受けている場合は、団体認証の場合の面積（水稻で1ha以上）を拡大しなければ、補助対象とはなりません。

Q 年次調査に係るほ場実地検査を受検した結果、不合格であった場合、補助対象とはなりませんか？

A 面積拡大分を含めて年次調査に係るほ場実地検査を受検した場合は、その受検結果を問わず、補助対象となります。

Q 転換期間中の面積は、面積の拡大分に含めることはできますか？

A 転換期間中の面積も補助対象となります。認証機関の審査を受け転換期間中有機農産物と認定された場合に対象となります。
転換期間中有機農産物においても、前年度比で補助対象条件以上転換期間中有機農産物の面積を拡大した場合に対象となります。
多年生作物の転換3年目（転換期間中有機農産物2年目）において、前年度の面積を維持する場合は、補助対象外となります。

事務局
・
提出先

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班

TEL：022-211-2845

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1